

雲南市の市営墓地について

【令和4年度版】

1 募集中の市営墓地

墓地名	所在地	残区画数	区画面積	使用許可に係る永代使用料
中山墓苑	加茂町猪尾 498-72 他	10区画	5.79～7.50 平米	305,000 円～330,000 円
一宮墓地	三刀屋町古城 51-1	24区画	8.25 平米	375,000 円
郡墓地公園	掛合町掛合 4836-1	18区画	6～12 平米	250,000 円～400,000 円

※永代使用料は許可申請をされる際に一括でお支払いいただきます。

※残区画数は令和4年3月末時点のものです。

2 申請資格

次のいずれかに該当する方が使用申請をすることができます。(雲南市営墓地条例第4条)

- ① 雲南市内に住所を有する方
- ② 雲南市内に住所を有する方が死亡した場合には、その親族または縁故者
- ③ 雲南市に本籍を有する方
- ④ 雲南市内にある墓を改葬しようとする方

3 市営墓地の使用許可申請の手続き

- (1) まず、市役所環境政策課または各総合センター市民福祉課へご相談ください。空き区画の状況や使用料の額などをお伝えします。
- (2) 次の書類をそろえて市役所環境政策課または各総合センター市民福祉課へ提出します。
 - ・ 墓所使用許可申請書(様式第1号)
 - ・ (上記「2 申請資格」の①に該当する方は) 世帯全員分の住民票の写し(本籍の記載があるもの)
(上記「2 申請資格」の②に該当する方は) 住民票除票など縁故関係が証明できる書類
(上記「2 申請資格」の③に該当する方は) 戸籍抄本または住民票の写し(本籍の記載があるもの)
(上記「2 申請資格」の④に該当する方は) 現在市内に墓があることを証明する書類
- (3) 市が発行する納付書により市指定金融機関等で使用料を納付していただきます。
- (4) (3)で発行された領収書を市役所環境政策課または各総合センター市民福祉課へ提出してください(写しをいただき、原本を返却いたします。)
- (5) 使用料が納付されたことを確認した後に墓所使用許可証を交付します。

4 市営墓地に墓碑を建てるための手続き

- (1) 市役所環境政策課または各総合センター市民福祉課へ次の書類をそろえて提出します。
 - ・ 墓所内工事施工届(様式第3号)
 - ・ 設計書(墓碑・柵・壁・通路等の設置方法や構造が分かるもの。)
 - ・ 図面(平面図、立面図が分かるもの。)
 - ・ 仕様書(墓碑の材質・寸法等、パンフレット・カタログでも可。)
 - ・ 墓所使用許可証の写し(紛失した場合は、再発行の申請が必要です。)
- (2) 承認手続きを行い、その結果をご連絡します。

5 注意事項等

- (1) 申し込みできる区画は、1世帯1区画です。(現在、市営墓地を使用中の方は申し込みできません。)
- (2) 使用許可により墓地を使用する権利を得ることが出来ますが、敷地の所有権はありません。したがって、敷地を他人に転売したり譲渡したりはできません。また、墓地の使用権は転貸したり、譲渡したりはできません。ただし、相続することはできますので、その場合は、墓所使用権承継許可申請書(様式第7号)に関係書類を添えて申請を行い、許可証の交付を受けてください。
- (3) 市営墓地には共用部分の管理などのために、それぞれ管理組合がありますので、必ず加入してください。(新規に墓地の使用許可を得られた場合や相続により使用者の変更があった場合は、市から管理組合へ連絡をします。)
- (4) 墓碑の建立にあたっては次の制限があります。(雲南市営墓地条例第5条)
 - ① 墓碑の高さは、通路面から2.5メートル以内であること。
 - ② 盛土の高さは、通路面から30センチメートル以内であること。
 - ③ 囲いや生け垣の高さは、通路面から1メートル以内であること。
- (5) 使用許可を受けた区画内の清掃や修繕は、各自で行い、常に墓地の美観を保持してください。
- (6) 墓地を総廟にしたいなどの理由により、使用許可を受けた墓地へ他の墓地から遺骨を移動したり、墓地を掘り返す場合は改葬許可が必要です。
- (7) 墓碑を建て替える場合は、上記「4 市営墓地に墓碑を建てるための手続き」の手続きを再度行う必要があります。
- (8) 墓地が不要になった場合は、使用墓所不要届出書(様式第11号)に関係書類を添えて届出を行ってください。その際は、墓石等を撤去し、更地にして返還していただきます。ただし、永代使用料は返還しません。
- (9) 偽りや不正行為、目的外使用などがあった場合は、墓地の使用許可を取り消します。(永代使用料は返還しません。)
- (10) 使用者が10年以上不明で、親族や縁故者がいないと認められる場合や使用者が死亡後10年以内に使用権の継承が行われていない場合は、墓所の使用権は消滅します。この場合市において改葬したり、移転する場合があります。また、永代使用料は返還しません。
- (11) 雲南市のホームページに様式を掲載しています。アクセス方法は、インターネットの検索サイトで「雲南市役所」と入力して、雲南市のホームページにアクセスし、ホームページ内検索で「墓地」と検索することで検索結果が表示されますので、そこから「雲南市の市営墓地」を選んでください。

6 問合せ先

窓口	所在地	電話番号
雲南市役所市民環境部環境政策課	雲南市木次町里方521-1	0854-40-1033

※ 受付時間は月曜から金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

様式第1号(第3条関係)

墓 所 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日			
雲南市長		様	
		本 籍	
		現住所	
		申請者	
		氏 名	Ⓜ
		電 話	
次の墓所を使用したいので、雲南市営墓地条例施行規則第3条の規定により申請します。			
墓 地 名			
申 請 墓 所 番 号			
代理人	住 所	電 話	申 請 者 と の 続 柄
	氏 名	Ⓜ	
申 請 理 由			
※ 受 付 番 号		第 号	

備考1 ※印欄は記入しないこと。

2 代理人の欄は申請者が市外に居住するときのみ記入すること。

様式第3号(第6条関係)

墓 所 内 工 事 施 工 届

年 月 日	
雲南市長 様	
住 所	
届出人	
氏 名 印	
雲南市営墓地条例施行規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。	
工 事 場 所	
工 事 区 分	新 設 改 造 移 転
工 作 物 の 内 容	墓 碑 その他設備
工 事 施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
	連絡先 電話
※ 添 付 書 類	設計書 図面 仕様書 墓所使用許可書
※ 調 査 記 事	

※印欄は記入しないこと。

雲南市営墓地条例施行規則

(墓碑等の設置基準)

第5条 使用者が使用場所に墓碑その他の施設を設置する場合の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 墓碑の高さは、通路面から 2.5 メートル以内とする。ただし、現在の墓碑を移転建立する場合は、その高さまでとする。
- (2) 盛土の高さは、通路面から 30 センチメートル以内とする。
- (3) 囲障及び樹木の高さは、通路面から 1 メートル以内とする。

墓所使用権承継許可申請書

年 月 日		
雲南市長 様		
住所 申請者 氏名 ㊟		
雲南市営墓地条例施行規則第13条の規定により、墓所使用権の承継をしたいので、次のとおり申請します。		
墓 地 名		
許可年月日・番号	年 月 日 第 号	
使用墓所番号		
前使用者	住所 氏名	前使用者との続柄
代理人	住所 氏名 ㊟	申請者との続柄
承 継 理 由		
※ 受 付 番 号	第 号	

- 1 ※印欄は記入しないこと。
- 2 代理人の欄は承継者が市外に居住するときのみ記入のこと。

使 用 墓 所 不 要 届 出 書

令和 年 月 日

雲南市長 様

住 所
申請者
氏 名 印

雲南市営墓地条例施行規則第18条の規定により、次のとおり使用墓所が不要となりましたので届け出ます。

墓 地 名	
許 可 年 月 日 ・ 番 号	令和 年 月 日 第 号
使 用 墓 所 番 号	
※ 受 付 番 号	第 号
※ 添 付 書 類	墓所使用許可書
※ 処 理 事 項	

※印欄は記入しないこと。